

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当る日休む日)
(たの翌日)

告 示

鳥取県告示第三百九十六号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、漁船損害補償法施行令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目 次

- ◇ 告 示 漁船損害補償法第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出
- 換地計画の変更の適否の決定
- 道路の区域の変更
- 道路の供用の開始

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
発起人の住所及び氏名 加入区 漁船損害補償法第十三条第一項の甲出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間 縦覧場所
岩美郡岩美町大字大羽尾 岡 島 堅 一 奥 谷 博 之 東加入区 東漁業協同組合 昭和四十四年六月二十七日から 昭和四十四年七月十一日まで 東漁業協同組合	昭和四十四年六月二十七日から 昭和四十四年七月十一日まで 東漁業協同組合
大字浦富 浦富 浦富 浦富	浦富 浦富 浦富 浦富
大字田後 田後 田後 田後	田後 田後 田後 田後
大字網代 網代 網代港 網代港	網代 網代港 網代港 網代港
福部村大字岩戸 福部 福部村 福部村	福部 福部村 福部村 福部村
谷 本 常 雄 岡 田 照 明	谷 本 常 雄 岡 田 照 明
浜 田 光 治 中 村 梅 藏	浜 田 光 治 中 村 梅 藏
升 田 敏 治 水 野 松 治	升 田 敏 治 水 野 松 治
三 浦 実 沢 田 義 巳	三 浦 実 沢 田 義 巳
網 師 昇 網 田 亀 七 賀 露 賀 露 賀 露 賀 露	網 師 昇 網 田 亀 七 賀 露 賀 露 賀 露 賀 露

野引広義	西伯郡淀江町大字淀江 林田幸則	赤碓町大字赤碓 鎌谷安次 大黒躰立	東伯郡泊村大字泊 笠田進 竹林万寿男	大字長和瀬 宮脇真春 村中千代造	青谷町大字青谷 長戸久男 遠藤一男	大字八束水 田淵忠雄 浜辺昭雄	気高郡気高町大字酒津 山根嘉津美 中島義則
淀江	淀江	赤碓	泊	青谷	夏泊	浜村	酒津
淀江	淀江	赤碓町	泊村	青谷町	夏泊	浜村	酒津
淀江	淀江	赤碓町	泊村	青谷町	夏泊	浜村	酒津

境港市上道町 加藤幸一 中村武夫	上道	上道	上道
日の出町 池田悌人 中野町 景山稔	境港	弓浜 弓北	境港役市所

鳥取県告示第三百九十七号

昭和四十四年三月二十九日付けで岩美郡福部村大字細川六百六十三番地五海士土地改良区から申請のあつた岩美郡福部村海士地区の換地計画の変更については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十三条の四第二項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類
変更後の換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十四年六月三十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
福部村役場

鳥取県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十四年六月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十四年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 メートル	延 メートル
			変更前	変更後		
県道	三朝高 原線	東伯郡三朝町大字大瀬字粟谷のうち本谷一の三の先から の四の先まで	七・五〇	八・五〇	六二〇	六一〇

鳥取県告示第三百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十四年七月一日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十四年六月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十四年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	三朝高 原線	東伯郡三朝町大字大瀬字粟谷のうち本谷一の三の先から の四の先まで 字粟谷四の三の先まで	昭和四十四年七月一日